

社長のための勉強

令和6年7月16日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

大阪・関西万博のチケット購入費用

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が2025年4月13日から10月13日まで開催されます。入場チケットの発売はすでに開始されており、チケット購入費用の税務上の取扱いも公表されています。

- ① 「法人が販売促進等の目的で入場券のみを取引先等に交付する場合の購入費用は、交際費に該当せず販売促進費として処理する。」（国税庁）

万博のチケットも野球観戦等のチケット同様、本来これらを販売促進目的で取引先に交付した場合は「交際費」となります。しかし「販売促進費」でOKとしているのは、国を挙げて一大イベントを盛り上げるため税分野の解釈を広げる対応をしているものと思われます。そこで、交際費の限度額を気にせず購入できるため、販促ツールとして万博チケットの購入を検討されてはいかがでしょうか。

- ② 「企業等が従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合の入場券の購入費用及び見学のために通常要する交通費、宿泊費等については、福利厚生費に該当する。なお、従業員の家族を含めて実施した場合も同様とする。」（国税庁）

福利厚生の一環として、従業員とその家族分のチケット交付を検討されてはいかがでしょうか。

万博を盛り上げるために、チケット購入に協力してみるのも良いかもしれませんね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください